

平成21年（行ウ）第60号

文書非公開処分取消及び文書公開処分義務付け 請求事件

原告 名古屋市民オンブズマン

被告 名古屋市（処分行政庁 名古屋市長及び名古屋市教育委員会）

準備書面 1

平成22年1月12日

名古屋地方裁判所民事第9部B0係 御中

原告訴訟代理人弁護士 新海 聡
同 柴田 将人

第1 被告ら答弁書「被告の主張」に対する認否・反論
争う。

第2 被告ら準備書面（1）に対する認否・反論

1 「第2 不適正な会計処理による現金等の帳簿・通帳について」について

乙2ないし乙5の存在ならびに作成・公表に関する主張は認めるが、その余
の主張は不知。

2 「第3 非公開とした個人情報等の情報について」について

(1) 「1 (1) ア～コ」について

記載事項については不知。非公開としたことに関する法的主張は争う。

(2) 「1 (2)」について

争う。

(3) 「2 法人情報」について

争う。

3 「第4 結語」について

争う

第3 原告の主張

1 個人情報（本件条例7条1項1号）について

(1) 本件各情報の公開の必要性が高いこと

本件の支出はいずれも地方自治法上の正規の予算措置をとらないままなされたいわゆる裏金の支出に関するものである。そして、本件裏金の背景には、予算は年度内に使い切るものだという意識や過大な予算要望等が挙げられる（乙4）とともに、それらに加担し、協力していた個人の存在も窺われる。したがって、本件各情報は、再発防止や市長の監督責任を明らかにするために、正規の支出情報に比較して、特に公開の必要性が高い情報、であって、相手方の情報は公開されるべきである。

そもそも本件条例は7条1項1号本文で、個人情報について、単に個人が識別されるだけでは非公開とすることはできず、「通常他人に知られたくないと認められるもの」であって初めて非公開にできる、という形で、公開、非公開の判断に公開によって得られる利益と公開による不利益とを利益考慮する態度を明らかにしている。かかる条例の趣旨に鑑みれば、個人、法人の性質・認識等に加え、本件が裏金の作成や使途に関する真相を明らかにする文書であることにも考慮し、本件条例は原則公開されるべきである。

(2) 香典等の相手方（「ア」）に関する被告主張に対する反論

ア 被告の主張

被告らは、香典等の相手方に関する情報のうち、平成12年3月31日以前の支出については、最高裁の判断（最高裁平成14年2月28日判決）に準拠し「交際の性質、内容等からして交際内容等が一般に公表、披露されているもの」以外を非公開とし、平成12年4月1日以降の支出については情

報公開条例7条1項1号ただし書イの規定に基づいて、「病気見舞い等の交際費の相手方で、その方のプライバシーに特段の配慮が認められる場合」のみを非公開とした、と説明している。

イ 原告の主張1-交際費の支出と同視できないこと

しかしながら、本件の支出中、香典等に充てたものについて、交際費の相手方情報に関する判例や条例の規定を適用することは不当である。判例や条例が念頭においているのは、あくまでも地方自治法の規定に基づいて予算化された「交際費」について、市長の行政事務の一つとして行う交際業務への支出に関するものであり、各支出担当者が市長の専決に基づき、市長の名で支出するものである。

一方、本件各文書に記載された金員は目的外支出されたいわゆる「裏金」であって、名古屋市の正式な予算決定を経ることなく、事実上、裏金を保有している課なり係なりで保管している金員に過ぎない。むしろ、名古屋市長も裏金の存在を知らなかった、という説明をしている。

したがって、かかる金員を金員の管理者が第三者に香典名目で支出したとしても、かかる支出は専決権限に基づくものでもなければ、市長から支出の委任を受けたものでもなく、市長の行政事務としての性質を持たない。よって、そもそも本件の香典等への支出について最高裁の判断や条例の規定を持ち出すのは誤りである。

よって、香典等への支出したものについての相手方情報は非公開とする理由はなく、公開されるべきである。

ウ 原告の主張2-本件条例附則2項によって公開されるべき情報であること

仮に裏金を用いた金員の香典等への支出を交際業務と同視する、としても、支出の時期を問わず、相手方情報のうち、情報公開条例7条1項1号ただし書イの規定に基づいて、「病気見舞い等の交際費の相手方で、その方のプライバシーに特段の配慮が認められる場合」以外は公開されるべきである。

そもそも本件文書の大半を占める裏金帳簿は裏金の管理者が職務上作成したものではない。そして、被告によると、本件文書は名古屋市が平成19年9月13日の通報を発端として平成19年10月31日に発足させた内部調査チームによって取得、作成された文書であるから、内部調査チームによる取得によってはじめて行政文書となったわけである（本件条例2条2項本文）。

一方、名古屋市においては、情報公開条例附則2項と市長の告示（甲5）により、平成12年4月1日以降実施機関が取得または作成した文書については、同条例7条1項1号ただし書イの規定に基づき「病気見舞い等の交際費の相手方で、その方のプライバシーに特段の配慮が認められる場合」以外は公開する、という運用がなされている。

そうすると、本件文書を実施機関である名古屋市長が取得することで、情報公開条例の対象たる行政文書となったのは、平成19年10月31日以降であるから、当然に同条例7条1項1号ただし書イの規定の適用を受けるべき文書となる。よって、仮に本件支出について交際費文書の公開と同視するとしても、現状の交際費文書と同様、相手方情報は公開されなければならない。

(3) 飲食を伴う打ち合わせ等の相手方情報（「カ」）に関する反論

ア 被告の主張

これについても前述の交際費同様、被告らは、平成12年3月31日以前の支出については最高裁の判断（最高裁平成16年2月24日判決）に準拠して公務員以外については原則非公開としつつ、平成12年4月1日以降の支出については情報公開条例7条1項1号ただし書イの規定に基づいて、原則公開とした、と説明している。

イ 原告の主張1-食糧費の支出と同視できないこと

被告が引用する最高裁の判断基準はいわゆる食糧費の支出に関するもので

ある。しかし、香典に関して述べたと同様、本件の財源も裏金であり、市長の行政事務の一つとして行う懇談会に対する食糧費の支出と同視できない。したがって、かかる支出は専決権限に基づくものでもなければ、市長から支出の委任を受けたものでもなく、市長の行政事務としての性質を持たないから、最高裁の判断や条例の規定を持ち出すのは誤りである。相手方情報は非公開とする理由はなく、公開されるべきである。

加えて、本件文書には裏金に関与していた特定の職員と何らかの関係のあった私人の氏名が記載されていると推測され、公開の必要性は尚更高的。そして、当該私人は、「すかいらく」(乙6の1丁)のように役所外で、裏金の支出を要するような非公式な打ち合わせ等の相手方であり、当該私人もそれを認識していたはずであるから、ある程度の不利益も甘受すべきであるところ、氏名や懇談の日時・場所が特定されるに過ぎず、プライバシー侵害の程度は低い。

したがって、「通常他人に知られたいと認められるもの」といえず、非公開事由に当たらない。

ウ 原告の主張2-本件条例附則2項によって公開されるべき情報であること

先に述べたように、本件文書を実施機関である名古屋市長が取得することで、本件条例の対象たる行政文書となったのは、平成19年10月31日以降であるから、当然に同条例7条1項1号ただし書きの規定の適用を受けるべき文書となる。よって、現在行われている懇談会の相手方情報と同様、相手方情報は全面的に公開されなければならない。

(4) 臨時的任用職員等の賃金等に係る相手方の情報(「イ」)について

本件条例7条1項1号但し書きアによれば、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の執行に係る情報であるとき」は、「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」を除いて、公開しなければならない。また、正式

な臨時任用職員であれば一般に氏名等が公開され（甲3の1～3）、個人の権利利益を不当に害するおそれがあると判断されていない。そうすると、臨時的任用職員等の賃金等に係る相手方の情報は、原則として公開しなければならない。

加えて、同情報は、内部調査及び外部調査（乙4、5）のとおり、不当な水増し・架空請求として行われ、虚偽ないし架空の情報である、という側面がある。このことは、乙6の6丁では、裏金帳簿の「収入金額」欄に記載され、帳簿上の操作がなされていることから裏付けられる。そうである以上、当該個人は当該文書に記載された金額を実際には受領していないのであって、臨時任用職員の氏名が公開されたからといって、同人の所得などの個人情報が明らかにはならない。

したがって、非公開事由に当たらない。

(5) 金融機関等の担当者の情報（「ウ」）について

金融機関等の担当者の情報は、形式的に金融機関の担当者として押印したものに過ぎず、「通常他人に知られたいと認められるもの」に当たらないから、非公開事由に当たらない。

(6) 私的な金銭のやり取りの覚えに係る相手方の情報（「エ」）について

当該個人は正規の行政事務では発生しない金銭のやりとりを行っており、職員による公金の私的な流用を裏付けるものでもあるため、裏金に関する情報として公開の必要性は尚更高的。

また、乙6の8丁を例にとってみると、同情報は、特定の私人に対する名古屋グランパスのチケット枚数、そのチケット料金の預かりと支出を表すような情報であり、職員が特定の私人に対し、裏金口座を利用して名古屋グランパスのチケットを手配していたことが窺える。これについては、チケットの手配を依頼した私人も、少なくとも、特定の職員から何らかの違法な措置により便宜を図ってもらっていたという認識はあったはずであるから、ある

程度の不利益は甘受すべきであるところ、かかる私人の氏名程度であれば、プライバシー侵害の程度も低い。

したがって、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に当たらず、非公開事由に当たらない。

(7) 福祉サービスを受けたことが分かる相手方の情報（「オ」）について

乙6の摘要欄の文字が判別し難く、どこを見れば福祉サービスを受けたことがわかる情報なのか、がまったく判然としない。したがって、なぜこれらの情報が非公開情報なのか、主張自体失当であると言わざるを得ないから、これを非公開と主張するのであれば、摘要欄の記載を明らかにしつつ、非公開事由と関連づけて主張されたい。

なお、本件情報が「福祉サービスを利用していないのに、裏金造りの口実に福祉サービスの利用が用いられた」ということであるのか、「裏金によって福祉サービスを受けた」ものであるのかも不明であるので、この点についても明らかにされたい。

(8) 死傷病者に係る相手方の情報（「キ」）について

業務中に受傷した職員の怪我の治療代の支払い等であれば、本件条例7条1項但し書きアに基づき、被告から「当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある」ことを主張・立証しない限り、原則として公開しなければならない。

また、例えば平成18年6月10日に発生した消防職員の死傷事故に関する情報では、氏名等が一般に公開されており（甲4の1, 2）、同情報は、「当該個人の権利利益を害するおそれがある」と判断されていない。

したがって、非公開事由に当たらない。

(9) 寄付等を本市側にしたことが分かる相手方の情報（「ク」）について

寄付等を本市側にしたことが分かる相手方の情報は、①個人が当初から裏金口座に寄付した場合と、②個人が当初は市に正式な寄付等にしたが、職員

が裏金口座に付け替えた場合が想定されるどころ、いずれにせよ、悪質性が高く真相を明らかにすべきであるから、公開の必要性は高い。そして、特に①の場合には、私人は、公開による不利益もある程度甘受すべきであるし、また、いずれの場合でも、公開されたとして、氏名や寄付日時や金額が特定されるに過ぎず、乙6の2丁のようにその金額も多額ではないから、プライバシー侵害の程度は低い。

したがって、「通常他人に知られたくないと認められるもの」とはいえず、非公開事由に当たらない。

(10) 支出入の状況が不明なものの相手方の情報及びその他について(「ケ」「コ」)
について

支出入の状況が不明なものを非公開にできる理由はない。かかる使途不明金についてこそ公開の必要性が極めて高いのであって、支出入の状況が不明だから非公開だ、とする被告主張は主張自体失当である。

2 法人情報(本件条例7条1項2号)について

(1) 振込先金融機関名について

被告は、振込先金融機関名は、いわゆる内部管理情報であり、秘密にしておくことが是認されるべきものとして、同号に当たる、と説明している。

しかしながら、内部管理情報とは、一般的に経営、経理、人事等に関する情報のことをいい、振込先金融機関名そのものはこれに当たらない。

そもそも、本件条例7条1項1号本文でのみ「通常他人に知られたくないと認められるもの」と規定されていること、同条項2号が、敢えて「当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」という積極的要件を付加していることからすれば、「当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」とは、単に当該情報が「通常他人に知られたくない」というだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されることが客観的に明

らかでなければならない（最高裁平成13年11月27日判決・判タ1081号171頁に同旨）。本件において、振込先金融機関名が開示されることによって当該法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されることは、客観的に明らかとなっていない。

したがって、非開示事由に当たらない。

(2) 法人の名誉，社会的評価等が損なわれる情報について

被告は、法人の名誉，社会的評価等が損なわれる情報は、公開されると法人が被告の不適正な会計処理に関与していたと推測される可能性が高いものであり、当該法人の名誉，社会的評価，活動の自由等が損なわれるとして、同号に当たる、と説明している。

しかしながら、上記解釈のとおり、当該法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されることは客観的に明らかでなければならないところ、本件において、被告の上記主張は抽象的可能性に止まっており失当である。

また、実質的にも、本件裏金の管理は被告ら職員が行っていたことは既に広く知られていることからすれば、法人等の情報が記載された文書が開示されたとしても、当該法人等が不適正支出に積極的に関与したとの推測により直ちにその名誉，社会的評価，活動の自由が損なわれるとまではいえない。

したがって、非開示事由に当たらない。

以上